

箕面市人事行政の運営等の状況

職員の給与や職員数、勤務条件などの人事行政の運営等の状況についてお知らせします。平成16年8月1日に地方公務員法の改正法が施行され、同法第58条の2の規定に基づき、箕面市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を制定し、平成17年4月に施行しました。

この条例の施行に伴い、平成17年度の状況をお知らせすることとなりますが、項目によっては、平成18年度に関する状況を公表しています。

問い合わせは、職員課(TEL072 - 724 - 6707、FAX072 - 723 - 2096)へ

目 次

該当ページ

1	職員の任免や職員数に関する状況	
(1)	職員の採用、退職の状況	3
(2)	職員数の推移(各年度4月1日現在)	3
(3)	定員適正化計画の数値目標及び進捗状況	3
(4)	部門別職員数の状況と主な増減理由	4
(5)	年齢別職員構成の状況(平成18年4月1日現在)	4
2	職員給与の状況	
(1)	人件費の状況について	5
(2)	職員の平均給料月額、初任給等の状況	6
(3)	一般行政職の等級別職員数等の状況(平成18年4月1日現在)	7
(4)	職員手当の状況	8
(5)	特別職の報酬等の状況(平成18年4月1日現在)	11
3	職員の勤務条件やサービスの状況	
(1)	勤務時間など(平成18年4月1日現在)	12
(2)	年次有給休暇の状況	12
(3)	育児休業の取得状況(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)	12
(4)	介護休業の取得状況(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)	12
(5)	特別休暇の種類(平成18年4月1日現在)	13
4	人事考課制度の概要	14
5	分限処分・懲戒処分の状況(平成17年度中に行った処分の状況)	14
6	職員研修の状況	15
7	公平委員会の業務状況	16
8	職員の福利厚生の状況	17

1 職員の任免や職員数に関する状況

(1) 職員の採用、退職の状況

常勤職員(教育長を含み、大阪府からの派遣職員は除いています)

・平成18年4月1日現在	1,522 人
・平成17年4月1日現在	1,524 人
・平成17年4月1日から平成18年3月31日までの退職者	77 人
・平成17年4月2日から平成18年4月1日までの採用者	75 人

再任用職員

(定年退職後に引き続き短時間勤務職員として勤務するもの)

・平成18年4月1日現在	28 人
・平成17年4月1日現在	30 人

任期付短時間勤務職員

(公務の能率的運営を確保するために任期を定めて勤務するもの)

・平成18年4月1日現在	41 人
--------------	------

(2) 職員数の推移(各年度4月1日現在)

【常勤職員】

(単位:人)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
職員数	1,717	1,696	1,666	1,623	1,579	1,524	1,522
対前年度		21	30	43	44	55	2

【再任用職員】

(単位:人)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
職員数			11	15	8	30	28
対前年度				4	7	22	2

【任期付短時間勤務職員】

(単位:人)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
職員数							41
対前年度							

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

定員適正化目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成18年4月1日	平成22年4月1日	100人 (6.6%)

定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

		平成17年 計画基準年	平成18年 1年目	18年～22年 計	(参考) 数値目標
全 会 計	減員		78	78	
	増員		77	77	
	差引		1	1 (1.0%)	100
	職員数	1,524	1,523		

(注)1 計画期間は、17年を基準年とし、18年～22年の5年間です(府からの派遣職員を含み教育長は除いています)。

2 ()内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由

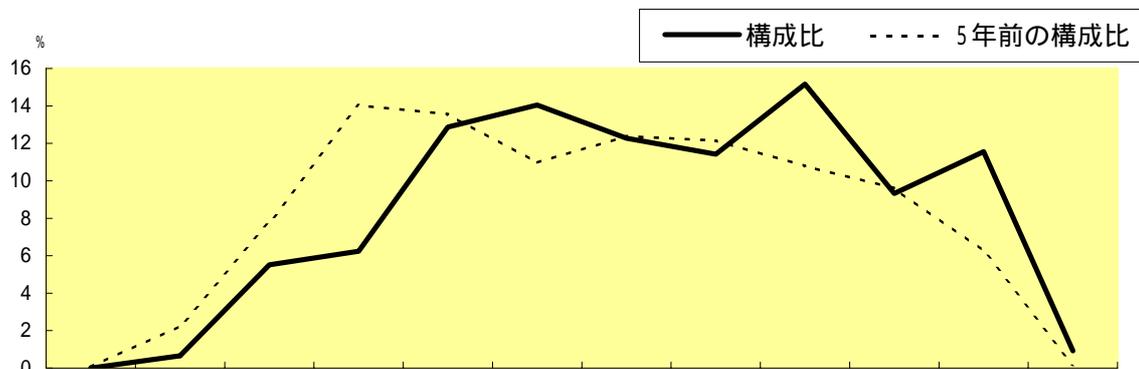
(各年4月1日現在)

		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成17年	平成18年		
一般 行政 部門	議 会	10	10	0	
	総 務	167	166	1	業務の見直し
	税 務	34	34	0	
	民 生	248	247	1	業務の見直し
	衛 生	156	146	10	業務の見直し
	労 働	4	3	1	業務の見直し
	農林水産	6	6	0	
	商 工	8	11	3	商業活性化業務の充実
	土 木	104	97	7	業務の見直し
	小 計	737	720	17	
特 別 行 政 部 門	教 育	197	193	4	業務の見直し
	消 防	107	109	2	消防署体制の確保
	小 計	304	302	2	
公 企 会 部 営 業 計 門	病 院	351	371	20	退職者補充
	水 道	61	57	4	業務の一部委託化
	下 水	13	13	0	
	そ の 他	58	59	1	介護保険業務の充実
	小 計	483	500	17	
合 計		1,524 [1,615]	1,522 [1,587]	2 [28]	

(注) 1 職員数は一般職に属する常勤の職員数です(教育長を含み、府からの派遣職員は除いています)。

2 []内は、条例定数の合計です。

(5) 年齢別職員構成の状況 (平成18年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	10人	84人	95人	196人	214人	187人	174人	231人	142人	176人	14人	1,523人

(注) 職員数は、府からの派遣職員を含み教育長は除いています。

2 職員給与の状況

(1) 人件費の状況について

人件費の状況（平成17年度普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成17年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成16年度の人件費率
17年度	124,852 人	40,937,625 千円	1,043,367 千円	10,232,464 千円	25.0%	25.7%

職員給与費の状況（平成18年度普通会計予算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)平成17年度 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度 (33人)	1,022人	4,270,105 千円	1,361,934 千円	1,871,196 千円	7,503,235 千円	7,341 千円	7,230 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数である。
 3 ()内は短時間勤務職員の数値であり、上段の数値には含まない。

特記事項

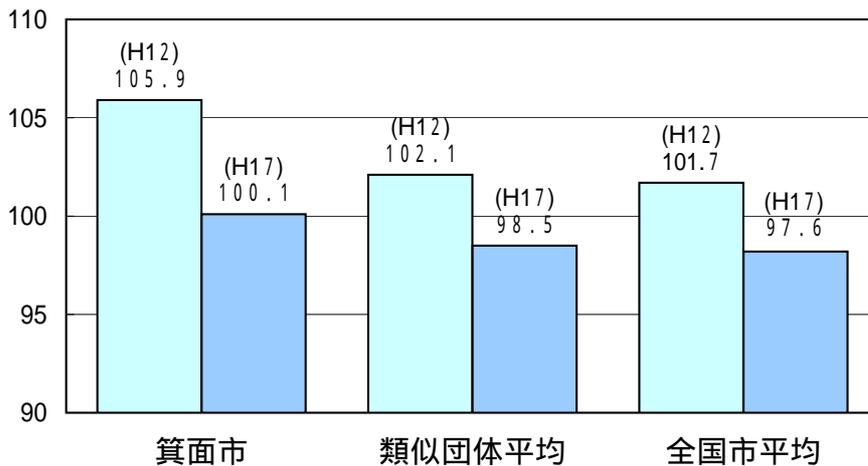
給与抑制措置として、以下のとおり実施しています

- 平成12年4月1日から当分の間、市長、助役、収入役、水道事業管理者、教育長の給料月額を減額（市長は10%減額、その他は5%減額）
- 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで一般職の給料月額を3%減額
- 平成18年度：期末勤勉手当の支給月数を削減（国：年間4.45月分）
 - 特別職：年間4.3月分
 - 一般職：参事級以上の職員：4.3月分、主幹級以下の職員：4.375月分

ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	増減
箕面市	105.9	103.9	103.8	102.4	100.1	100.1	6.2
全国市平均	101.7	101.4	101.2	100.7	98.2	97.6	4.3

(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。



(注) 1 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(2) 職員の平均給料月額、初任給等の状況

職員の平均年齢、平均給料月額の状況

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
箕面市	44.5 歳	359,899 円	486,216 円	459,909 円
国	40.4 歳	328,477 円		381,212 円

技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
箕面市	47.1 歳	339,070 円	427,323 円	405,798 円
うち 清掃 職員	44.3 歳	313,154 円	403,159 円	378,902 円
うち 学校 調理 員	53.1 歳	358,137 円	425,067 円	417,282 円
国	48.4 歳	286,500 円		318,595 円

教育職(小・中学校(幼稚園))

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
箕面市	42.9 歳	342,307 円	425,710 円

税務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
箕面市	40.9 歳	332,813 円	450,057 円	415,032 円
国	42.2 歳	391,111 円		449,945 円

福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
箕面市	44.8 歳	355,163 円	431,602 円	419,387 円
国	40.7 歳	335,462 円		378,011 円

医師職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
箕面市	45.4 歳	480,823 円	853,397 円	619,028 円
国	46.0 歳	483,409 円		713,939 円

看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
箕面市	36.1 歳	284,145 円	389,430 円	344,016 円
国	37.6 歳	292,549 円		325,290 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

職員の初任給の状況（平成18年4月1日現在）

区分	箕面市		国		
	初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料	
一般行政職	大学卒	178,286 円	197,298 円	種 179,200 円 種 170,200 円	種 196,200 円 種 182,200 円
	高校卒	149,186 円	165,094 円	138,400 円	146,700 円
技能労務職	高校卒	149,186 円	165,094 円	-	-
	中学卒	138,516 円	158,498 円	-	-

（注）1 箕面市の給料月額、3%減額後の数字である。

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成18年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	265,101 円	316,317 円	345,902 円
	高校卒	231,248 円	273,928 円	322,525 円
技能労務職	高校卒	221,451 円	252,297 円	282,658 円

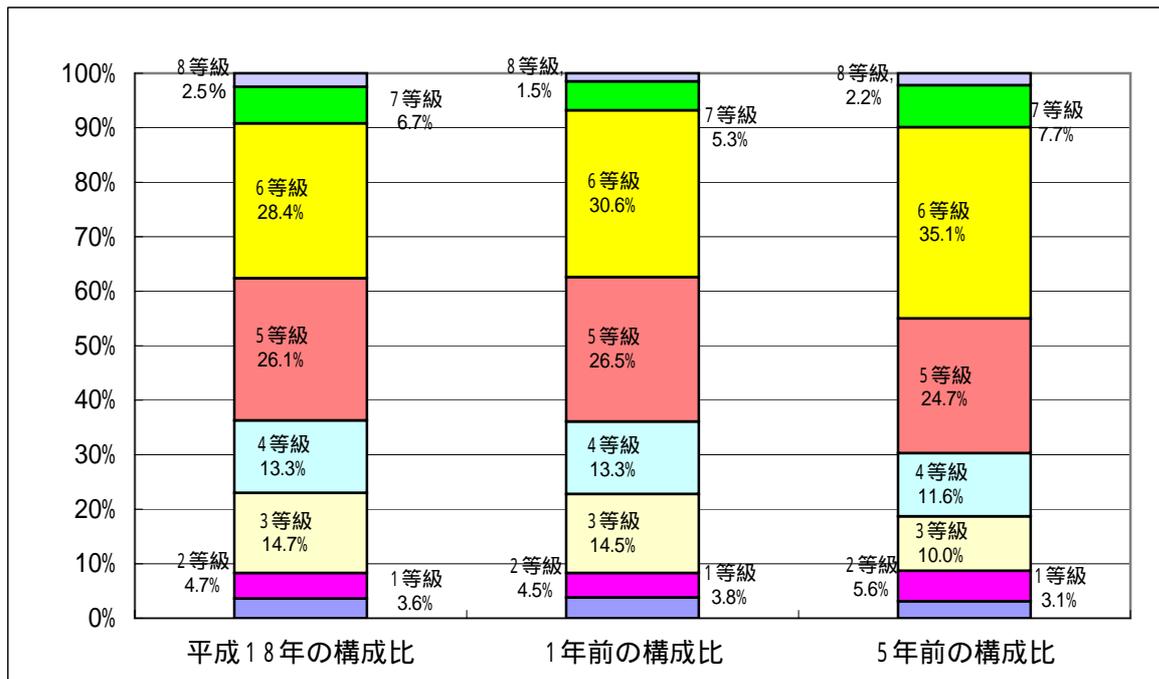
（注）1 平均給料月額は、3%減額後の数字である。

(3) 一般行政職の等級別職員数等の状況（平成18年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	参考	
				1年前の構成比	5年前の構成比
1等級	部長	19 人	3.6%	3.8%	3.1%
2等級	次長	25 人	4.7%	4.5%	5.6%
3等級	課長	77 人	14.7%	14.5%	10.0%
4等級	課長補佐	70 人	13.3%	13.3%	11.6%
5等級	担当主査	137 人	26.1%	26.5%	24.7%
6等級	一般職員	149 人	28.4%	30.6%	35.1%
7等級		35 人	6.7%	5.3%	7.7%
8等級		13 人	2.5%	1.5%	2.2%
9等級		0 人	0.0%	0.0%	0.0%

（注）1 箕面市の給与条例に基づく給料表の等級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの等級に該当する代表的な職務である。



(4) 職員手当の状況

期末手当・勤勉手当

箕 面 市		国	
1人当たり平均支給額(平成17年度) 1,843 千円			
(平成17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.3 月分 (0.65)月分		(平成17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分	
(平成18年度支給割合) 期末手当 ・ 参事級以上 3.0 月分 ・ 主幹級以下 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.3 月分 1.375 月分 (0.75)月分		(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

退職手当(平成18年4月1日現在)

箕 面 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続30年	41.25 月分	51.48 月分	勤続30年	41.50 月分	50.70 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%から20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%から20%加算)	
1人当たり平均支給額	5,657 千円	26,032 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成17年度に退職した職員に支給された平均額である。

地域手当

(平成18年4月1日現在)

支給実績(平成17年度普通会計決算)		462,766 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度普通会計決算)		469,337 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	10 %	986 人	11 %

特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

支給実績(平成17年度)		30,632	千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度)		143,813	円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成17年度)		42	%	
手当の種類(手当数)		14		
	手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象基準	支給単価
1	消防業務手当			
	消防深夜業務手当	消防職員	正規の勤務時間が深夜に割り振られ、当該深夜の全時間を勤務したとき	勤務1回780円
	火災等現場出動手当	消防職員	火災消火等のための現場に出動したとき	出動1回300円 (3時間以上430円)
	救急業務手当	消防職員	救急患者の搬送業務に従事したとき	出動1回200円 (救急救命士免許を有する職員350円)
2	深夜業務手当	交代制勤務職員	正規の勤務時間が深夜に割り振られ、当該深夜の全時間勤務したとき (消防職員及び市立病院に勤務する職員を除く)	勤務1回780円
3	モーターボート競走開催業務手当	競艇事業部職員	モーターボート競走場又は場外発売場において、モーターボート競走開催業務に従事したとき	日額2,000円
4	感染症防疫等作業手当	防疫作業従事職員	感染症防疫作業又は危険害虫防除作業に従事したとき	日額400円
5	清掃作業手当			
	清掃作業手当	清掃職員	じんあい処理作業、ふん尿処理作業又はしゅんせつ処理作業に従事したとき	日額480円
		都市環境部職員	都市環境部に勤務する職員のうち、1月4日から同10日まで及び12月25日から同28日までの間で、著しく業務量が増加した日に清掃作業に従事したとき	繁忙期加算 日額1,600円 繁忙期加算 (4時間未満) 日額800円
死獣処理作業手当	清掃職員	死獣処理作業に従事したとき	1件280円	
6	行旅死亡人収容護送作業手当	行旅死亡人収容護送作業職員	行旅死亡人の収容護送作業に従事したとき	1件1,000円
7	社会福祉業務手当	ケースワーカー	法令に基づき公の保護その他の措置の実施に関し、家庭訪問による調査又は指導業務に従事したとき	日額150円
8	建築主事業務手当	建築主事	建築主事が建築確認に関する業務に従事したとき	月額5,000円
9	野猿管理業務手当	野猿管理業務従事職員	天然記念物箕面山の猿生息地に生息する野猿等の管理に従事したとき	日額200円
10	市立病院業務手当			
	市立病院業務手当	市立病院業務従事職員	市立病院内で、病院業務に従事したとき	日額100円
	医師診療業務手当	医師	医師が診療業務に従事したとき	月額170,000円 ～ 97,000円
	夜間看護業務手当	助産師 看護師 准看護師	正規の勤務時間が深夜に割り振られ、当該深夜において看護業務に従事したとき	(4時間以上)3,300円
				(2時間以上)2,900円
			(2時間未満)2,000円	
	特定看護業務手当	専門看護師 又は 認定看護師	当該認定に係る特定の専門看護分野又は認定看護分野の業務に従事したとき	日額300円
	細菌検査業務手当	臨床検査技師 衛生検査技師 検査助手	細菌検査業務に従事したとき	日額230円
	放射線取扱業務手当	診療放射線技師 診療エックス線技師 看護師 准看護師	放射線取扱業務に従事したとき	日額230円
	死体清拭業務手当	死体清拭従事職員	死体清拭業務に従事したとき	日額1,120円
宿日直業務手当	医師 医師以外の 医療職の職員	宿日直業務従事職員	宿日直	
			26,000円	
			半日直	
			13,000円	
			宿日直	
			7,600円	
			半日直	
			3,800円	
緊急出動手当	医療職給料表(二)の適用を受ける職員	時間外又は休日に緊急呼出により勤務したとき	1回500円	
11	宿日直業務手当	宿日直業務従事職員	宿日直業務に従事したとき (市立病院に勤務する職員を除く)	1回6,000円
12	徴収業務手当	実地徴収業務従事職員	納入督促による実地徴収業務に従事したとき	日額150円
13	年末年始業務手当	年末年始勤務職員	年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)に勤務したとき	勤務1時間につき 1,000円
14	深夜緊急出動手当	深夜緊急呼出による従事職員	災害を除く業務において、午後10時から翌日午前5時までの間に緊急呼出により勤務したとき	勤務1回につき 500円

時間外勤務手当

支給実績 (1 7 年 度 決 算)	217,803 千円
職員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (1 7 年 度 決 算)	512 千円
支給実績 (1 6 年 度 決 算)	191,749 千円
職員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (1 6 年 度 決 算)	433 千円

その他の手当 (平成18年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成17年度決算)
扶養手当	(扶養親族の範囲) 配偶者 14,000 円 配偶者以外の扶養親族 2人まで 6,000 円 その他の扶養親族 5,000 円 【特定加算】 16歳以上23歳未満の子 5,000 円	異なる	配偶者に関して 国基準に1,000円加算	150,346 千円	265,161 円
住居手当	(住居の区分) (手当の額) 持ち家 9,000 円 (新築、購入後5年間2,500円加算) 借家・借間 最高支給額 36,000 円	異なる	国基準に9,000円を加算	157,250 千円	163,632 円
通勤手当	(支給要件) 通勤距離 2 km以上 (通勤の区分) (最高支給限度額) 交通機関利用 55,000円 交通用具使用 2,000円 - 24,500円	異なる	原付等の交通用具使用者 2km-5km 4,100円支給 (国は2,000円支給) 5km-10km 5,300円支給 (国は4,100円支給)	69,218 千円	79,379 円
管理職手当	区分 支給額 部長・専任理事 78,000 円 次長・専任副理事 67,000 円 課長・専任参事 58,000 円 課長補佐 53,000 円 担当主査 45,000 円 主査・班長・主任 41,000 円	異なる	国については、 給料月額×支給割合 【支給割合】 8%から2.5%まで	242,379 千円	607,467 円
夜間勤務手当	支給条件 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員 支給額 勤務1時間あたりの給与額×2.5/100	同じ		10,364 千円	152,425 円
宿日直手当	1回につき 5,900 円	同じ		0 千円	0 円

(5) 特別職の報酬等の状況(平成18年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	900,000 円	平成18年7月1日より以下のとおり改定済	
	助 役	(1,000,000 円)	(846,000 円)	
	収 入 役	(826,500 円)	(777,100 円)	
	水道事業管理者	(870,000 円)	(818,000 円)	
		(731,500 円)	(687,800 円)	
報 酬	議 長	(770,000 円)	(724,000 円)	
	副 議 長	(722,000 円)	(678,300 円)	
	議 員	(760,000 円)	(714,000 円)	
		(684,000 円)		
期 末 手 当	市 長	(平成17年度支給割合)		
	助 役	4.3 月分		
	収 入 役	(平成18年度支給割合)		
	水道事業管理者	4.3 月分		
地 域 手 当	議 長	(平成17年度支給割合)		
	副 議 長	4.3 月分		
	議 員	(平成18年度支給割合)		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	助 役	給料月額×在職月数×19/100	9,120,000 円	任期毎
	収 入 役	給料月額×在職月数×15/100	6,264,000 円	任期毎
	水道事業管理者	給料月額×在職月数×13/100	4,804,800 円	任期毎
		給料月額×在職月数×13/100	4,742,400 円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。
 3 退職手当の1期の手当額については、平成18年4月1日の給料月額減額措置前を基に算出。

3 職員の勤務条件やサービスの状況

(1) 勤務時間など（平成18年4月1日現在）

【常勤職員】

勤務時間	週 38時間 45分		
始業時間	8 時 45 分	終業時間	17 時 15 分
休憩時間	12 時 から 12 時 45 分 (45 分間)		
休息時間	15 時 から 15 時 15 分		
週休日	土曜日 及び 日曜日		

【再任用短時間勤務職員】

勤務時間	週 30 時間 (業務にあわせて1日の勤務時間を割り振る)		
休憩時間	12 時 から 12 時 45 分 (45 分間)		
休息時間	原則として 15 時 から 15 時 15 分		
週休日	勤務形態に応じて定める		

【任期付短時間勤務職員】

勤務時間	週 31 時間 (業務にあわせて1日の勤務時間を割り振る)		
休憩時間	12 時 から 12 時 45 分 (45 分間)		
休息時間	原則として 15 時 から 15 時 15 分		
週休日	勤務形態に応じて定める		

(2) 年次有給休暇の状況

付与要件及び日数

1年度につき20日付与。 現年度付与分のみ翌年度に繰越可

取得単位は、1日、半日または時間とし、時間取得は年度3日相当分

平均取得日数（平成17年度） 11.6日

(3) 育児休業の取得状況（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）

・ 新規取得者数

男性 0人 女性 21人

・ 前年度からの継続者数

男性 0人 女性 28人

(4) 介護休暇の取得状況（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）

・ 新規取得者数

男性 2人 女性 0人

・ 前年度からの継続者数

男性 0人 女性 0人

(5) 特別休暇の種類 (平成18年4月1日現在)
 主な特別休暇の種類と付与日数

種類	理由	期間
選挙権等行使休暇	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる日又は時間
証人等出頭休暇	職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる日又は時間
ドナー休暇	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため骨髄液を提供する場合	必要と認められる日又は時間
結婚休暇	職員が結婚する場合	7日の範囲内の期間
出産休暇	女子職員が出産する場合	出産予定日を起算日とする8週間(多胎の場合は14週間)前の日から出産日の翌日を起算日とする8週間(多胎の場合は10週間)後の日までの期間
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行うため勤務しないことが相当と認められる場合 イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 ロ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動 ハ イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	1の年度において5日の範囲内の期間
育児休暇	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内又は1日1回1時間以内
生理休暇	女子職員の生理日の勤務が著しく困難である場合	3日の範囲内の期間
流産休暇	女子職員が妊娠第4月未満で流産した場合	2週間の範囲内の期間
早死産休暇	女子職員の早死産その他やむを得ない事情のある場合	産前産後を通じて14週間を越えない範囲の期間
配偶者出産休暇	職員の妻が出産する場合	出産日を起算日とする2週間以内の期間において2日
育児参加休暇	職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日を起算日とする6週間前の日から出産日を起算とする8週間(多胎の場合は14週間)後の日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員がこれらの子の養育のため勤務しないことが相当と認められる場合	5日の範囲内の期間

種 類	理 由	期 間
妊娠休暇	妊娠中の女子職員が勤務する場合	1日に勤務時間の始め及び終わりにおいてそれぞれ30分以内又は始め若しくは終わりのいずれかにおいて1時間以内
子の短期看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は小学校の子が学校保健法施行規則第19条各号に規定する伝染病にかかった場合で、その子を養育する職員が看護するために勤務しないことが相当と認められる場合	1の年度において5日の範囲内の期間
親族死亡休暇	職員の親族が死亡した場合	親族に応じ別に定める日数
夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合	市長が定める日数
長期在職休暇	在職期間が10年、20年又は30年に達する職員が心身の健康の維持、自己啓発、社会貢献等を行うため勤務しないことが相当と認められる場合	在職期間10年 3日 在職期間20年 3日 在職期間30年 5日

4 人事考課制度の概要

地方公務員法第40条に基づき、人事行政の公正な運営を確保するため、毎年1回人事考課を実施しています。(1月15日基準日)

人事考課は、「態度考課」「業績考課」「能力考課」の3要素を柱とし、職責や業務内容により考課のウエイトをそれぞれ定めています。

また、管理職にあっては、目標管理制度を導入し、上司との面談を実施するなど、目標達成に向けての進捗管理を行うとともに、人事考課における業績評価の資料としています。

5 分限処分・懲戒処分の状況 (平成17年度中に行った処分の状況)

懲戒処分の種類	人数
1. 戒告	0 人
2. 減給	1 人
3. 停職	0 人
4. 免職	1 人

分限処分の種類	人数
1. 免職	0 人
2. 降任	0 人
3. 休職	21 人
4. 降給	0 人

6 職員研修の状況

地方公務員法第39条の規定に基づき、職員に研修の機会を提供することにより、職員の能力開発及び資質向上をはかり、「小さな政府による豊かな行政」を実現できるプロ人材の育成に努めています。

平成17年度における重点項目は次のとおりです。

管理監督者の能力強化
「学習する組織づくり」の推進
政策形成能力・政策法務能力の養成

特に、参事以上の職員には、働きやすい職場づくりや部下とのコミュニケーション手法の習得をねらいとし、メンタルヘルス研修を実施しました。また、「人を育てる組織風土づくり」をめざし、OJT実施研修や、若手職員が新規採用職員を指導するエルダー制などを実施しました。

注)「エルダー制」

エルダーとは、年長・年輩であること又は年長者・先輩の意。OJTの一つで、新人職員1人に対し、同じ職場の若手の先輩職員が一定期間、指導役として実務を指導することです。

(1) 研修体系

自主研修 職員が自らの意思に基づき行う研修(個人学習、グループ学習、通信教育)

職場研修 課長等が職務として所属職員に対し、日常の業務を通じて、又は機会を設けて行う研修

職場外研修

a. 階層別研修	職員の職種又は等級若しくは補職歴に応じ、職員として必要な能力、資質、知識・技術の向上のために実施する研修
b. 実務専門研修	職員の担当する職務内容に応じ、専門知識の修得又は実務能力の向上のために実施する研修
c. 一般教養研修	職員の幅広い知識又は教養の修得のために実施する研修

人権研修 あらゆる人権問題に対する認識を深め、人権擁護・尊重の理念に立脚した行政を推進するために実施する研修

派遣研修 箕面市以外の研修実施機関・団体に職員を派遣して実施する研修

(2) 平成17年度研修実績

自主研修

a. 個人学習	16人
b. 自主学習グループ	3グループ
c. 自主学習職免	12人

職場研修

a. 保育所職員研修	延べ108回
b. 学校給食調理講習会	延べ10回
c. 学校図書館司書研修会	1回
d. その他各職場研修会	10回

階層別研修

階層	研修区分	受講者数
新規採用職員	a. 新規採用職員採用前研修(平成17年度新規採用全職員)	15人
新規採用職員	b. 新規採用職員前期研修(平成17年度新規採用職員等)	15人
新規採用職員	c. 新規採用職員前期研修(平成17年度新規採用職員:事務)	7人
新規採用職員	d. 新規採用職員前期研修(平成17年度新規採用職員:事務)	7人
新規採用職員	e. 新規採用職員後期研修(平成16・17年度新規採用職員等)	20人
一般職員	f. 一般職員研修(7等級職員)	19人
一般職員	g. 一般職員研修(7等級職員)	31人
一般職員	h. 一般職員研修(6等級職員)	24人
主査・主任・班長	i. 新任監督者研修(平成17年度昇任の監督者等)	40人
主査職員	j. 主査研修(平成15年度昇任の主査級職員等)	25人
主査職員	k. 主査研修(平成14年度昇任の主査級職員等)	17人
主幹職員	l. 新任主幹研修(平成17年度昇任の主幹職員等)	16人
参事職員	m. 新任参事研修(平成17年度昇任の参事職員)	21人
参事職員	n. 参事研修(全参事職員)	93人
理事・副理事	o. 理事・副理事研修(副理事以上の全職員)	41人
現業職員	p. 現業職員研修(7等級の現業職員等)	36人
現業職員	q. 現業職員研修(主任・班長・6等級の現業職員)	27人

実務専門研修

研修区分	受講対象者	受講者数
人事考課研修	新任参事、新任の出先機関の長等	33人
庶務能力強化研修	所属長推薦職員	延べ90人
法制執務強化研修	所属長推薦職員	14人
行政課題研修:2講演	参事以上の職員及び希望職員	124人
文章能力養成研修	主幹以下の希望職員	32人
実践英会話研修	所属長推薦職員	7人
特別講演会	市長、教育長、理事職員 副理事以下の希望職員	68人
特別講演会	副理事以上の希望職員	12人
特別講演会	希望職員	24人
特別講演会	希望職員	29人

一般教養研修

研修区分	受講対象者	受講者数
交通KYT研修	事故経験者及び希望職員	16人
福祉体験学習	新任監督者及び希望職員	延べ65人
いきいきライフセミナー	平成17年4月1日現在45歳の職員及び希望職員	20人

人権研修

人権セミナー:6講演(全職員)

578人(職員課主催分のみ)

派遣研修

研修機関等派遣研修(自治大学校、国土交通大学校、日本下水道事業団、市町村職員中央研修所、全国市町村国際文化研修所、大阪府立消防学校、部落解放・人権研究所)、民間派遣研修(短期)、先進都市視察研修、実務専門派遣研修、安全衛生派遣研修、人権派遣研修

7 公平委員会の業務状況

平成16年度における職員の勤務条件に関する措置の要求および職員に対する不利益処分に関する不服申し立ての状況は次のとおりです。

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求状況	0件
不利益処分に関する不服申し立ての状況	0件
苦情の処理の状況	0件

「勤務条件に関する措置の要求」とは、公平委員会に対し、職員が給与、勤務時間などの勤務条件に関し、市が適切な措置を講ずるよう要求できる制度です。

「不利益処分に関する不服申し立て」とは、職員が懲戒処分などの不利益処分を受けたことに、不服があるときに、公平委員会に対して不服申し立て(審査請求・異議申し立て)ができる制度です。

8 職員の福利厚生状況

地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事項について、計画を策定し、事業を実施することが義務づけられており、大阪府市町村職員互助会(府内42市町村などで構成)及び箕面市職員厚生会などにおいて、福利厚生事業を行っています。

健康診断

職員の健康管理及び疾病予防のため、下記各種健康診断を実施しています。

職員定期健康診断・有害業務従事職員定期歯科健康診断・腰痛症等検診・特定業務従事職員定期健康診断・大腸検診・VDT検診・B型肝炎C型肝炎血液検査・職員定期健康相談・職員メンタルヘルス相談

箕面市職員厚生会

職員の厚生制度を実施することを目的として、以下の事業を実施しています。

文化事業(バスツアーの実施、退職予定者に対するライフプランセミナーの実施など)
体育事業(ソフトボール大会の実施、ボウリング大会の実施など)
給付事業(死亡弔慰金・結婚祝金・出産祝金など)
貸付事業(生活資金の貸付)

大阪府市町村職員互助会

会員の福利増進・生活の向上を計り、もって公務の能率的増進と地方自治の振興に寄与することを目的として、以下の事業を実施しています。

給付事業(入院補助金・障害見舞金・災害見舞金・次世代支援金など)
貸付事業(生活資金・進学資金・特別資金の貸付)
福利厚生事業(互助会館の運営、生涯学習講座への助成、指定契約施設利用時の助成など)

大阪府市町村職員健康保険組合

健康保険法に基づき、組合員の健康保険を管掌することを目的として、以下の事業を実施しています。

給付事業(療養給付・傷病手当金・出産育児一時金・埋葬費など)
保健事業(保健衛生に関する啓発、人間ドック補助、保養所の運営など)

大阪府市町村職員共済組合

会員及びその遺族の福利増進・生活の向上を計り、もって公務の能率的増進と地方自治の振興に寄与することを目的として、以下の事業を実施しています。

長期給付事業(老齢・障害・遺族共済年金の支給)
短期給付事業(育児・介護休業給付)
福祉事業(各種貸付の実施、宿泊施設の運営など)

公務災害補償

公務及び通勤途上での負傷・疾病に対し、地方公務員災害補償基金等と連携して療養補償・休業補償・障害補償・遺族補償を行っています。